

出雲市の原子力防災の取組について

令和3年3月18日

防災安全部防災安全課

出雲市の原子力防災の主な取組一覧（令和元年度～令和２年度）

	年 月 日	内 容
令和元年度	令和元年 4月22日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (島根県オフサイトセンター)
	5月30日	出雲市危機管理推進会議・防災会議 出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定 (市役所本庁 くにびき大ホール)
	6月10日	島根原子力発電所2号機 中央制御室空調換気系ダクト腐食に関する現地確認を実施
	6月14日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (島根県オフサイトセンター)
	6月24日	地区災害対策本部長会 (市役所本庁 くにびき大ホール)
	6月27日	島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る1号機中央制御室制御盤撤去工事（一部）の視察
	7月12日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (島根県民会館 多目的ホール)
	7月25日	第5回出雲市原子力安全顧問会議 (市役所本庁 3階庁議室)
	8月24日	令和元年度島根県原子力講演会（出雲市共催） (松江市 くにびきメッセ 501大会議室)
	9月27日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (松江市 テクノアークしまね 4F大会議室)
	10月 9日 10月10日	令和元年度原子力総合防災訓練に係る拠点運営訓練
	11月 8日 11月 9日 11月10日	島根県原子力防災訓練（国の原子力総合防災訓練） 初動対応等訓練、避難措置等訓練 など
	12月 8日	原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布会 (斐川文化会館 大ホール)
	12月13日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (松江プラバホール 2階)
	12月22日	出雲市原子力学習会 (市役所本庁 くにびき大ホール)
	令和2年 1月 8日	原子力災害時における広域避難受け入れに関する担当者説明会 (広島県庁 4階危機管理センター)
	1月31日	島根原子力発電所 原子力総合防災訓練の視察
	2月 4日	学校等への安定ヨウ素剤備蓄に関する担当者説明会 (出雲科学館 理科学習棟3階 多目的室)
	3月24日 (開催延期)	第10回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせた

	年 月 日	内 容
令和2年度	令和2年 5月14日	島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について、中国電力㈱に対し申入れ
	5月26日	島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する現地確認（第1回）を実施
	6月15日	島根原子力発電所 3号機 フィルタ付ベント設備フィルタ装置吊り込み作業の視察
	6月24日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (島根県民会館 大会議室)
	6月30日	出雲市危機管理推進会議・防災会議 (出雲市民会館 301 研修室)
	6月30日	地区災害対策本部長会 (出雲市民会館 301 研修室)
	7月30日	島根原子力発電所 1号機 第3回事業者定期検査の実施にあたり、中国電力㈱に対し意見を申入れ
	8月11日	島根原子力発電所 審査状況説明会への出席 (松江市 くにびきメッセ 小ホール)
	9月30日	島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する現地確認（第2回）を実施
	10月28日	島根県原子力防災訓練 (初動対応等訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練など)
	11月 9日	島根原子力発電所 適合性審査状況説明会への出席 (松江市 くにびきメッセ 501 会議室)
	11月21日	原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布会 (市役所本庁 くにびき大ホール)
	12月12日	出雲市原子力学習会 (出雲市民会館 大ホール)
	令和3年 1月26日	島根原子力発電所 1号機の廃止措置に係る主変圧器・所内変圧器の解体撤去工事の視察
	2月22日	島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する現地確認（第3回）を実施
	3月15日	原子力災害時における広域避難受け入れに関する担当者説明会 (各自治体からのオンライン会議形式)
	3月18日	第10回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 (出雲科学館 理科学習棟3階 多目的室)
	3月20日 (予定)	令和2年度島根県原子力講演会 (出雲市共催) (ビッグハート出雲 茶のスタジオ (サテライト会場))
	3月22日 (予定)	島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物搬出作業の視察

令和元年度の取組状況

1. 出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）が改定されたことに伴い、本市の計画の改定を行った。

【主な改定】

①地震等複合災害を踏まえた屋内退避方法の見直し

国が屋内退避指示を出している中で、自然災害により避難が必要となった場合、市は独自の判断で、安全な場所への避難等、状況に応じた安全確保措置を指示することができる旨を追記する。

②用語、字句の修正及び文言の整理

「緊急被ばく医療」 ⇒ 「原子力災害医療」
「スクリーニング」 ⇒ 「避難退域時検査」 等

2. 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る市の対応

(1)島根原子力発電所の現地確認

島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食に関する中国電力(株)の再発防止策の実施状況について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第10条第1項に基づき、現地確認を実施した。

①実施日：令和元年6月10日【第4回】

平成28年12月8日に中国電力(株)から連絡を受けた標記事案に関し、令和元年5月31日に全ての再発防止対策が完了したとの公表があったことから、対策実施状況の確認を行った。

②参考

《事案の概要》

平成28年12月8日、島根原子力発電所2号機において、中央制御室空調換気系のダクトに腐食孔（横約100cm、縦約30cm）が確認された。この空調換気系には、原発事故発生時に運転員が中央制御室にとどまって監視や制御が行えるよう外気の取入れを遮断し、建屋内の空気を内部循環させる機能が求められている。中国電力(株)は腐食孔の発生状況を確認し、この空調換気系が原発事故発生時に必要な機能を満足していないと判断して、原子力規制委員会に報告するとともに、関係自治体へ連絡を行った。

《現地確認の実施状況》

・平成28年12月8日【第1回】

標記事案の連絡を受け、腐食が発見された現場状況等の確認及び環境への影響がないことの確認を実施。

・平成28年12月28日【第2回】

中国電力(株)が腐食孔の類似箇所点検結果を公表したことを受け、その点検結果、腐食部の現場状況、応急措置準備状況等について確認を実施。

・平成30年2月13日【第3回】

平成30年1月31日に中国電力(株)の報告内容が原子力規制委員会において妥当と評価されたことを踏まえ、報告された原因調査及び今後行う再発防止対策の内容等についての確認を実施。

3. 原子力安全顧問会議

(1) 顧問設置の概要

①目的

本市が実施する平常時及び緊急時における原子力災害の防災対策、本市に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、出雲市原子力安全顧問を設置する。

②顧問 6名

(五十音順)

	名前	専門分野	所属・職名
1	赤塚 洋	原子炉工学	東京工業大学 科学技術創成研究院 先導原子力研究所 准教授
2	香川 敬生	強震動地震学	鳥取大学大学院 工学研究科 教授
3	清 哲朗	放射線医学	岡山画像診断センター 副院長
4	高橋 知之	放射線安全管理工学	京都大学 複合原子力科学研究所 准教授
5	野口 和彦	原子力防災 リスクマネジメント	横浜国立大学大学 IASリスク共 生社会創造センター 客員教授
6	橋本 憲吾	原子炉物理学	近畿大学 原子力研究所 教授

③任期 2年（令和元年9月1日～令和3年8月31日）

(2) 実施状況

第5回顧問会議開催（座長：野口顧問）：令和元年7月25日（木）

議題：①島根原子力発電所2号機及び3号機

新規制基準に係る適合性審査の状況について

②島根原子力発電所1号機 廃止措置状況について

③島根原子力発電所2号機

中央制御室空調換気系ダクトの腐食事案への対応について

④島根原子力発電所 クリアランス制度について

4. 島根県原子力防災訓練（原子力総合防災訓練）

(1) 目的及び経緯

原子力災害に備えた組織防災力の強化及び市民の原子力災害時における正しい対応の知識習得を目的に、平成24年度から実施している。

令和元年度は、原子力災害対策特別措置法に基づき国が実施する原子力総合防災訓練が島根原子力発電所を対象に行われることから、国の原子力総合防災訓練と県の原子力防災訓練の合同実施となった。

また、11月10日の住民避難訓練では、市内4地区（大津、遙堪、出西、伊波野）から、広域避難先である広島県広島市への広域避難訓練を実施した。

(2) 実施状況及び参加者

①令和元年11月8日（金）、11月9日（土）

- ・初動対応訓練
- ・災害対策本部設置運営訓練
- ・学校等への情報伝達訓練
- ・観光施設等への情報伝達訓練
- ・指定避難所開設訓練
- ・オフサイトセンター運営訓練
- ・TV会議システムによる情報共有訓練
- ・住民屋内退避訓練

②令和元年11月10日（日） 住民参加：7地区93名

- ・広報活動訓練
- ・住民避難訓練（広島市への広域避難）対象地区：大津、遙堪、出西、伊波野
- ・住民避難訓練（避難退域時検査まで）対象地区：朝山、阿宮、久木
- ・安定ヨウ素剤緊急配布訓練
- ・避難行動要支援者の避難訓練
- ・被ばく傷病者等搬送対応訓練（出雲市消防本部 他）

5. 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布

(1) 概要

原子力発電所で事故が発生した場合、国の指示に基づき、一時集結所で緊急的に安定ヨウ素剤を配布することとしているが、避難の際に受取が困難であると想定される方で希望される方に、安定ヨウ素剤を事前に配布する。

出雲市では平成29年度から事前配布を毎年実施している。

(2) 事前配布の実施状況

①日時：令和元年12月8日（日）

②場所：斐川文化会館 大ホール

③申請者数：28世帯 67名分

④配布者数：26世帯 59名分

⑤参考

平成30年度実績（平成30年12月6日実施）

【申請者数】54世帯 186名分

【配布者数】49世帯 168名分

6. 出雲市原子力学習会

(1) 目的

原子力発電の仕組みや放射能、発電所の安全対策及び原子力防災対策等についての理解を深める。

(2) 開催日及び参加者

日時：令和元年12月22日（日）10：00～11：30

場所：出雲市役所本庁 くにびき大ホール

参加者：106人

(3) 学習会テーマ及び講師

演題：「放射線による人体への影響～放射線防護の方法～」

講師：（公財）原子力安全研究協会

放射線災害医療研究所 所長 山本 尚幸 氏

7. 原子力災害時における広域避難受入れに関する担当者説明会

(1) 内容

広島県内の避難先自治体の担当者に対し、国、県、市から原子力災害時における広域避難の概要及び避難受入れに係るガイドラインを説明。また、令和元年度の原子力防災訓練で県外避難訓練を実施した広島市及び出雲市から訓練内容について紹介。質疑を含めて意見交換を行った。

(2) 実施日及び場所

令和2年1月8日（水） 広島県庁4階危機管理センター

(3) 参加機関

内閣府、広島県、島根県、松江市、出雲市、雲南市、中国電力㈱、
避難先自治体（広島県内22市町）※

※うち出雲市の避難先自治体は12市町

（広島市、呉市、廿日市市、大竹市、江田島市、安芸高田市、
海田町、北広島町、安芸太田町、坂町、府中町、熊野町）

8. 安定ヨウ素剤の分散配備

UPZの各地区コミュニティセンターに安定ヨウ素剤用保管庫を設置し、緊急配布に速やかに対応するため、分散配備を行っている。

また、島根県安定ヨウ素剤配布計画に基づき、特定施設（学校等）への安定ヨウ素剤配備を進めるため、各学校（幼稚園含む）の担当者に対し、「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」を説明し、安定ヨウ素剤の配布・服用に関するマニュアルの整備について依頼した。

【出雲市（UPZ）内の安定ヨウ素剤備蓄対象となる学校等】

大学：2校 高校：5校 中学校：9校 小学校：24校 幼稚園：19園

9. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る対応

中国電力㈱が実施する島根原子力発電所の審査状況説明会に出席し、審査の内容について確認した。

【令和元年度の審査状況説明会：計5回】

4月22日、6月14日、7月12日、9月27日、12月13日

令和2年度を取組状況

1. 島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に係る市の対応

(1)中国電力㈱に対する申入れ 令和2年5月14日《参考資料1》のとおり》

令和2年2月19日に中国電力㈱から報告のあった島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案について、令和2年5月13日に原子力規制委員会において、保安規定違反「監視」と判定された。

このことを受け、中国電力㈱に対して、協力会社を含め全社一丸となって原因究明と再発防止に取り組むよう、出雲市、安来市及び雲南市の3市連名で申入れを行った。

(2)島根原子力発電所の現地確認

島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する中国電力㈱の調査状況、再発防止策の実施状況について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第10条第1項に基づき、現地確認を実施した。

①令和2年5月26日【第1回】

本事案に関する調査結果の概要が公表されたこと及び原子力規制委員会において保安規定違反（監視）と判断されたことから、事実関係の確認と現場確認を実施。

②令和2年9月30日【第2回】

8月31日に本事案に関する調査報告書が公表されたことを受け、報告内容の確認を実施。

③令和3年2月22日【第3回】

8月31日に公表された調査報告書に基づく再発防止対策が、令和3年1月末までに実施されたこと、また島根原子力規制事務所から中国電力㈱の再発防止策について、原子力規制検査における確認結果の説明を受けたことを受け、実施状況及び進捗状況の確認を実施。

2. 島根原子力発電所1号機 第3回定期事業者検査実施に係る意見の申入れ

令和2年7月30日 《参考資料2》のとおり》

令和2年8月14日から実施の第3回定期事業者検査実施にあたり、協定に基づき、中国電力㈱島根原子力本部に対し、意見を申し入れた。

申し入れた意見に対し、中国電力㈱島根原子力本部から安全かつ遺漏なく実施するとの回答を受けた。

《中国電力㈱島根原子力本部からの回答：参考資料3》のとおり》

※第3回定期事業者検査は令和3年1月19日に終了。

3. 島根県原子力防災訓練

(1) 目的及び経緯

原子力災害に備えた組織防災力の強化及び市民の原子力災害時における正しい対応の知識習得を目的に、平成24年度から実施している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ規模を縮小、住民参加によるバス等での広域避難訓練は実施しないこととした。

また、出雲市独自で、市内5地区（今市、四絡、高松、川跡、直江）のコミュニティセンターにおいて、安定ヨウ素剤緊急配布訓練を実施。併せて、感染症流行下における住民の健康確認の手順等を検証した。

(2) 実施状況及び参加者

令和2年10月28日（水） 住民参加：5地区37名

- ・初動対応訓練
- ・災害対策本部設置運営訓練
- ・学校等への情報伝達訓練
- ・観光施設等への情報伝達訓練
- ・TV会議システムによる情報共有訓練
- ・広報活動訓練（緊急速報（エリア）メール配信等）
- ・被ばく傷病者等搬送対応訓練（出雲市消防本部）
- ・安定ヨウ素剤緊急配布訓練

（感染症流行下における住民の健康確認の手順を検証）

4. 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布

(1) 概要

原子力発電所で事故が発生した場合、国の指示に基づき、一時集結所で緊急的に安定ヨウ素剤を配布することとしているが、避難の際に受取が困難であると想定される方で希望される方に、安定ヨウ素剤を事前に配布する。

出雲市では平成29年度から事前配布を毎年実施している。

(2) 事前配布の実施状況

- ①日時：令和2年11月21日（土）
- ②場所：市役所本庁 くまびき大ホール
- ③申請者数：41世帯 133名分
- ④配布者数：37世帯 117名分

5. 出雲市原子力学習会

(1) 目的

原子力発電の仕組みや放射能、発電所の安全対策及び原子力防災対策等についての理解を深める。

(2) 開催日及び参加者

日時：令和2年12月12日（土）10：00～11：30

場所：出雲市民会館 大ホール

参加者：121人

(3) 学習会テーマ及び講師

演題：「原子力災害時に皆さんが取る行動」

講師：株式会社千代田テクノル 原子力事業本部 藤森 昭彦 氏

6. 原子力災害時における広域避難受入れに関する担当者説明会

(1) 内容

広島県内の避難先自治体の担当者に対し、国、県、市から原子力災害時における広域避難の概要及び避難受入れに係るガイドラインを説明。また、原子力災害時の新型コロナウイルス等感染症対策を説明するとともに、国、県、避難元市及び避難先自治体との意見交換を行った。

(2) 実施日及び場所

令和3年3月15日（月） 島根県内各自治体、広島県内各自治体

※感染症防止対策のため、オンラインでのTV会議形式で実施。

(3) 参加機関

内閣府、広島県、島根県、松江市、出雲市、雲南市、中国電力㈱、避難先自治体（広島県内22市町）

7. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

(1) 協議会委員 35名（任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日）

(2) 実施状況

第10回協議会：令和3年3月18日（木）

議題：①島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について

②島根原子力発電所1号機 廃止措置状況について

③島根原子力発電所2号機及び3号機

新規制基準への適合性審査の状況について

④島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に

関する調査結果及び再発防止対策について

⑤出雲市の原子力防災の取組について

8. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る対応

中国電力株が実施する島根原子力発電所の審査状況説明会に出席し、審査の内容について確認した。

【令和2年度の審査状況説明会：計3回】

6月24日、8月11日、11月9日

9. 中国電力株との安全協定について

島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する申入れ、島根原子力発電所1号機 第3回定期事業者検査実施に係る申入れに合わせ、立地自治体と同様な安全協定締結について、改めて申し入れた。

中国電力株からは、令和2年7月31日付で「周辺自治体と原子力事業者との間の安全協定のあり方については、現在もなお様々な場で議論されていることから、こうした情勢等を踏まえ、ご要請については、引き続き協議をさせていただきたいと考えております。今後も、引き続き安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行ってまいります。」との回答があった。

令和3年度の取組予定

1. 出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定

今後、島根県地域防災計画等の改定を踏まえ、市の計画について必要な改定を行う。

2. 出雲市原子力安全顧問会議

期日場所：今後調整

内 容：島根原子力発電所 新規制基準適合性審査状況 ほか

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

期日場所：今後調整

内 容：島根原子力発電所 新規制基準適合性審査状況 ほか

4. 島根県原子力防災訓練

期日場所：今後調整

内 容：県及び関係市と協議のうえ決定

5. 出雲市原子力学習会

実施時期：令和3年10月～12月頃

内 容：希望調査により決定

6. 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布

島根県安定ヨウ素剤配布計画に基づき、毎年度事前配布を実施

令和3年度の実施日については、今後、島根県と調整

7. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る対応

島根原子力発電所2号機の適合性審査について、引き続き審査状況を注視していく。

8. 中国電力(株)との安全協定について

現在の協定には、「計画等に対する事前了解や措置要求等の権限」などが盛り込まれていないため、出雲市、安来市及び雲南市の3市で連携し、引き続き中国電力(株)に対し、立地自治体と同様の安全協定締結を求めていく。

令和2年5月14日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

安来市長 近藤宏樹

出雲市長 長岡秀人

雲南市長 速水雄一

島根原子力発電所における巡視業務の虚偽報告に関する申し入れ

島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の虚偽報告は、島根原子力発電所における保安活動を実施するにあたり、確実に遵守されるべき関係法令及び保安規定に抵触する行為であります。

平成22年の島根原子力発電所の点検不備及び平成27年のモルタル流量計校正記録の虚偽報告に続き、度重なる不適切事案の発生は、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼を根本から揺るがすものであり、憤りを禁じ得ないところであります。

この度の不適切事案の発生により市民が抱いた疑念や不安を払拭し、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向け、協力会社を含めて全社一丸となり、原因究明と再発防止に取り組むよう、下記の事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

記

1. 本事案について発生に至った背景や社員の意識、組織・風土等、根本的な原因を分析し、再発防止策を策定すること。また、他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることはないか改めて確認すること。
2. 再発防止策の対応状況について積極的な情報公開を行い、市民に対して分かりやすく説明すること。
3. 原因の究明状況、再発防止策の実施状況等を継続的に確認していくので、『島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定』を締結した趣旨に鑑み、その都度遅滞なく取組状況を報告すること。
4. 平成30年7月4日に行った『原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について』の申し入れに真摯に回答し、早期に立地自治体と同様の協定を締結すること。

防 災 第 196 号
令和2年(2020)7月30日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野 立夫 様

出雲市長 長 岡 秀 人

島根原子力発電所1号機 第3回定期事業者検査の実施について

令和2年7月9日付島原本広第206号により連絡があったこのことについて、1号機の廃止措置計画を実施するにあたり、平成29年6月27日付け防災第51号で要請した事項を踏まえ、下記のとおり意見を申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について、速やかに報告すること。
5. 定期事業者検査の実施状況については、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供すること。
6. 立地自治体と同様な安全協定を締結し、関係自治体と緊密な連携を図ること。

島原本広第 2 3 4 号
2 0 2 0 年 7 月 3 1 日

出 雲 市 長 長 岡 秀 人 様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北 野 立 夫

島根原子力発電所 1 号機 第 3 回定期事業者検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 3 0 日付け防災第 1 9 6 号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 定期事業者検査の実施にあたっては、住民の安全確保および環境の保全を図ることを最優先に、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、安全かつ遺漏なく実施します。
2. 定期事業者検査の作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施するとともに、全ての放射線業務従事者について、法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな管理を行うなど、被ばく低減に万全を期します。
3. 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、機器の不具合を確認した場合には、不適合管理等を適切に行うなど、遺漏なく確実に実施します。
4. 定期事業者検査において、異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告します。
5. 定期事業者検査の実施状況については、分かりやすい情報提供に努めます。
6. 周辺自治体と原子力事業者との間の安全協定のあり方については、現在もなお様々な場で議論されていることから、こうした情勢等を踏まえ、ご要請については、引き続き協議をさせていただきたいと考えております。
今後も、引き続き安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

以 上